

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	乙部町予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

乙部町は、予防接種に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

北海道乙部町長

## 公表日

令和8年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	乙部町では、予防接種法(昭和23年法律第68)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、町民の健康維持と疾病予防を目的とした以下の業務を行う。 ①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 宛名システム 3. 団体内統合利用番号連携サーバ(中間サーバコネクタ) 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表(14、126の項)  【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ】 ・番号法第19条第16号  【委託先への提供】 ・番号法第19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (25、26、153、154の項)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (25、27、28、29、153の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	乙部町 町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	乙部町総務課総務係 〒043-0103 爾志郡乙部町字緑町388番地 0139-62-2311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	乙部町町民課保健衛生係 〒043-0103 爾志郡乙部町字緑町388番地 0139-62-2858
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満         ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満         ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし         ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p><b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b></p>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、住民基本台帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底し、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないかを確認していることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-②	町民課参事 上田 裕子	町民課参事	事後	表記の変更
令和4年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一(10、49、76の項)	事後	
令和4年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第56-2項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(16の2、69の2、102の2の項) (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(16の2、56の2、69の2、102の2の項)	事後	
令和4年6月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年12月31日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年12月31日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和8年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	健康管理に関する事務	予防接種に関する事務	事後	法令上の根拠(番号法別表9の項)に基づいた事務に名称を変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	乙部町では、予防接種法(昭和23年法律第68)、母子保健法(昭和40年法律第141号)および健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて町民の健康維持と疾病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④その他	乙部町では、予防接種法(昭和23年法律第68)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に基づき、町民の健康維持と疾病予防を目的とした以下の業務を行う。 ①予防接種対象者の把握 ②予防接種の実施 ③予防接種の記録、管理 ④当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済に関する事務 ⑤新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	評価書番号14(新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務)及び評価書番号15(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する事務)を予防接種事務として統合したため また、母子保健法(評価書番号16)及び健康増進法(評価書番号12)に基づいた事務に分割
令和8年3月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一(10、49、76の項)	【予防接種法による予防接種の実施等に関する事務】 ・番号法第9条第1項 別表(14、126の項)  【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ】 ・番号法第19条第16号  【委託先への提供】 ・番号法第19条第6号	事後	根拠規定見直しによる修正
令和8年3月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(16の2、69の2、102の2の項) (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二(16の2、56の2、69の2、102の2の項)	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25、26、153、154の項)  【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(25、27、28、29、153の項)	事後	根拠規定見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日時点	令和8年3月1日時点	事後	
令和8年3月9日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、住民基本台帳事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	新様式による追加項目
令和8年3月9日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できるキャビネットに保管することを徹底し、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないかを確認していることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式による追加